

瀬田北中学校PTA個人情報取扱指針

(目的)

第1条

本会が取得・利用・提供及び個人情報において適正な取り扱いを定めることにより、円滑な事業運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利を保護することを目的とする。また、本会は個人情報保護に関する法令を順守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。

(個人情報の定義)

第2条

本会が取得、保管する個人情報を以下に示す。

- (1) 会員氏名、ふりがな、住所、地区名、電話番号
- (2) 会員の子の氏名、及び本校在籍の兄弟姉妹の氏名、ふりがな、学年、クラス
- (3) 画像等により会員ならびに会員の子を識別できる情報

(取得・管理)

第3条

利用目的を明示し、公正な手段のもと運営上必要な範囲内で取得する。また、取得した個人情報は、本会が盗難・紛失等がないよう年度毎に管理し、不要となった場合（原則、生徒の卒業または転出時など、本会の退会時）は、漏洩のないよう適切に廃棄する。ただし、PTA事業による行事記録については、一部保管する場合がある。

(通知)

第4条

個人情報の取扱は、総会資料または通知案内などにより会員に周知する。また、個人の同意なく利用目的以外での通知は行わない。

(利用目的)

第5条

本会は以下の事業目的のみ個人情報を利用する。

- (1) 役員及び協力員の名簿作成
- (2) 本会事業、行事案内に関する文書等の案内ならびに提出された書類の確認
- (3) 本会事業に関する問い合わせ時の回答

(個人情報の紹介・訂正・削除)

第6条

会員の情報に関する変更時は、会員本人からの申し出に基づき対応を行い、同意なしに変更は行わない。

(第三者への提供)

第7条

本会が管理する個人情報は、以下の場合を除き、会員本人の同意なしに第三者へ提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産を保護する必要があり、会員本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または財産を保護する必要があり、会員本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 自然災害発生時の安否確認の必要性がある場合
- (5) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要性があり、本人の同意を得ることにより支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 本会の運営上必要な範囲内で、業務委託先等に個人情報を提供する必要がある場合

(個人情報取扱指針の改定)

第8条

追加・修正など改定を要する場合には、役員会により必要に応じて行う。

附 則

本指針は、令和 元年5月20日より施行され、令和4年度の機構改革により改定
令和4年11月28日制定・施行 (機構改革により新指針制定)